

昭和 31 年

大 阪 府 民 所 得

昭和 33 年 2 月

大 阪 府

はしがき

府民福祉の向上は、府民経済の発展によってはじめて到達できるものであり府民経済の発展を講ずる上には、府民の経済力や、経済活動の実態をは握することが先決である。

現在、府民経済の実態をは握する方法として、各種の経済指標が用いられているが、これらの指標は限定された部分的なものであるために、府民経済の総合的には不充分であるという欠陥をもっている。これを補うためには、府民経済を巨視的観点からは握し、産業構造の変遷、所得分布の変容を探り、合せて府民生活水準の推移を総合的、有機的に解明することが是非とも必要である。

かくて、諸種の財政経済諸施策立案の前に、好個の資料として「府民所得」の必要性が浮び上ってくる。

戦後の混乱のうちに、こここの声をあげた本府民所得推計も、今回で7回目であるが、年とともに認識せられ、関係各位の御理解と相まって、利用面においても大きな進歩がみられるにいたった。

今回また、昭和31年府民所得の推計が完了し、ここに公表する運びとなったが、いわゆる地域的分析である府民所得推計は、国民所得推計以上に多くの問題を包含し、とくに関係諸資料の制約もあって、今後に残された研究の余地は大きい。したがって今回も昭和30年と同じく、府民個人所得を主とし、その補助系列として、府民分配所得、産業別府民個人所得、府民個人消費支出を推計するにとどめた。各種の施策立案の根拠として、いささかなりとも利用されれば甚だ幸いである。

終りにのぞみ、この報告に必要な資料を提供された各位に厚く感謝の意を表したい。

昭和33年2月

大阪府総務部統計課長 坂田 博吉

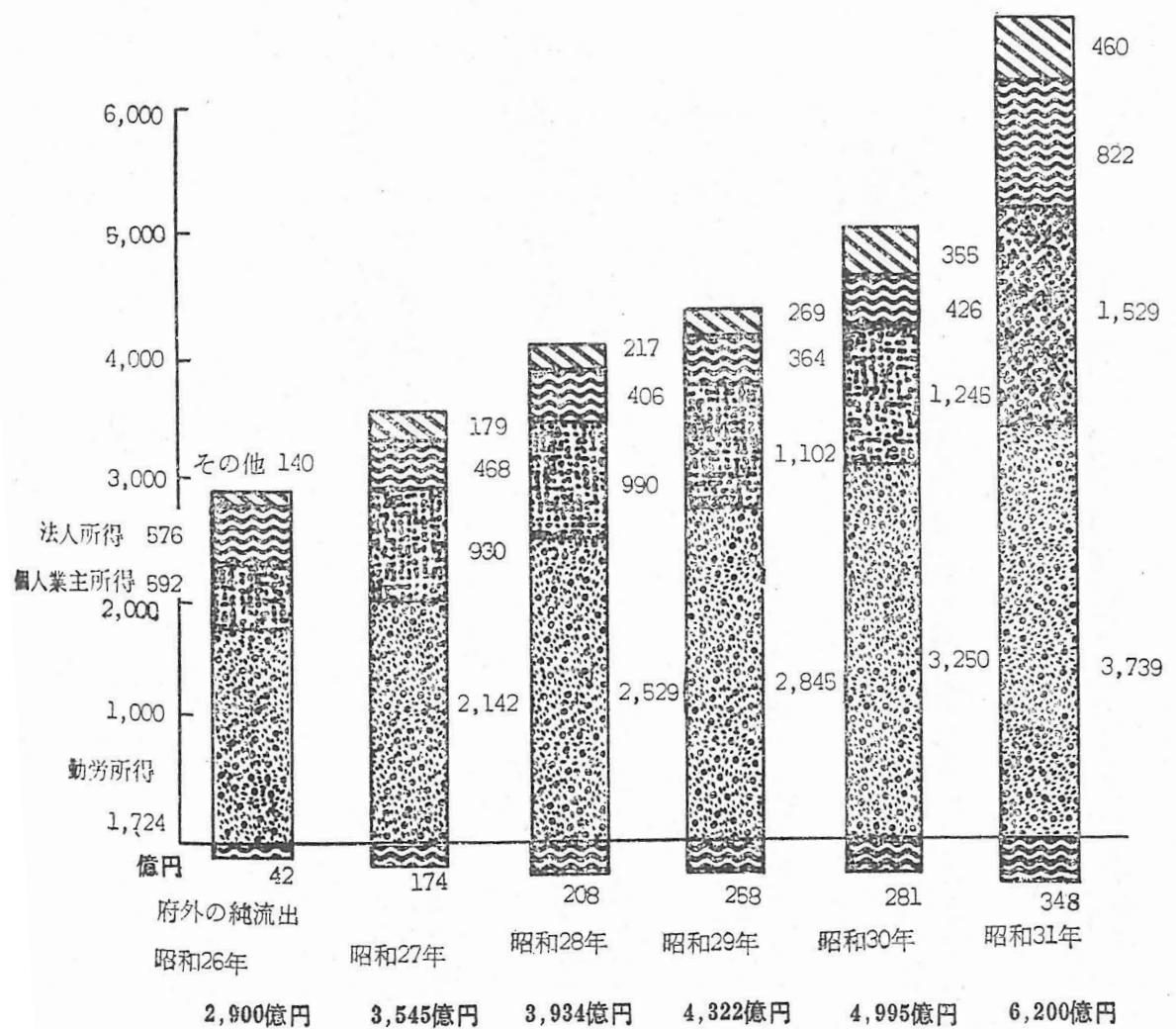
目 次

は し が き

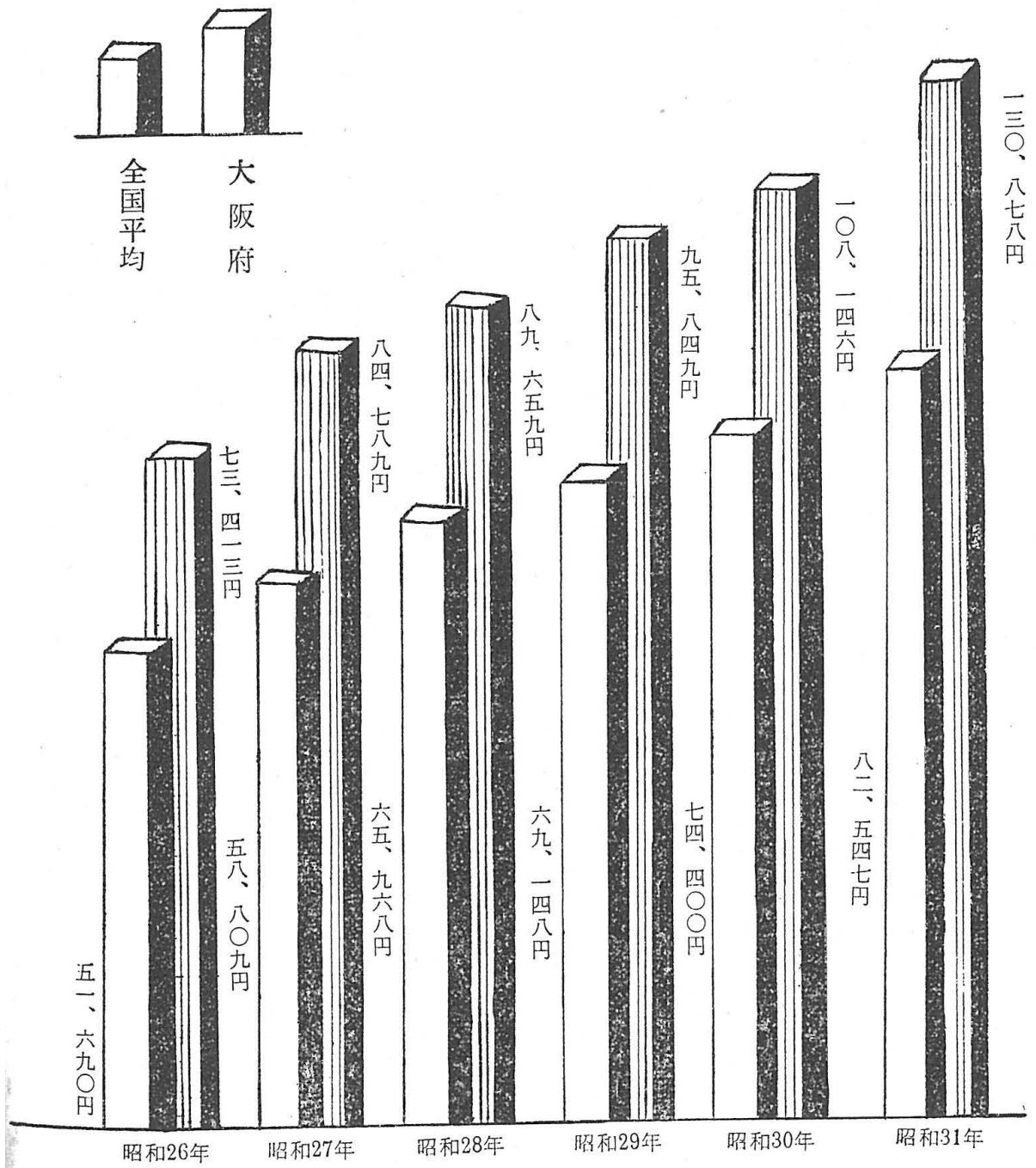
図 表

第1章	府民所得の概念および内容.....	1
第2章	昭和31年府民所得の概観.....	5
	総括表.....	11
	参考表（昭和30年分配県民所得）.....	17
第3章	推計方法.....	18
	明細表.....	28

第1図 府民分配所得の推移



第2図 1人当たり所得の比較



第1章 府民所得の概念

1. 府民所得の概念（総括）

府民所得は一定の期間内において、府民の経済活動の結果得られた、現金・現物の純収入、あるいはもうけということができる。言葉をかえていうと、府民の経済活動の結果生産された生産物のすべての価値から、機械や道具等の損耗部分や原材料、動力費等を控除してうるところの、当該期間に新たに生産された価値、すなわち生産物の純価値を合計したものを意味する。ここで生産物とは、有形の財貨のみならず、提供された労務や物の効用（例えば、土地や建物等の効用）すなわちサービスもその中に含まれている。しかもそれは、一定の期間内に生産された生産物の純価値の総量を、貨幣価値で評価したものであるから、府民所得は、個人や企業によって新らしく産出された有形の財貨や無形の用役から、経費を差引いた残りを貨幣額で示したものとなる。但し、財貨、用役のうちで反対給付をともなわないところの、他人からの贈物や掠奪品とか埋蔵中の天然資源の効用等の所得や収入は、何ら、生産活動にともなって新らしく附加されるものではないから、府民所得には入らない。

さらに府民所得の考え方には、属地主義と属人主義の二つの立場があり、前者は府民経済の行われる大阪府（地域）という観点にたってみた場合であり、後者は大阪府民（住民）という立場から、それぞれ府民所得を把握しようとするものである。したがって前者によると、府の地域内で生産された社会生産物はすべて府民所得にふくまれ、その生産活動に参加した人が他府県民や外国人であってもかまわないとし、反対に後者は府内に居住している府民が生む所得を府民所得とし、それが生産される地域が府内か府外かを問わない。生産所得は属地主義によりそれ以外のものは属人主義によるのが通常である。

ところで、この新しく附加された生産物の純価値を通常生産府民所得と呼ぶが、この生産府民所得は生産に参加した人々に、賃金や利潤としてその働きに応じて分配されなければならない、したがってまた、この分配される面から推計するとき、これが分配府民所得と呼ばれるわけである。さらに分配府民所得は、消費と貯蓄へと流れしていくから、分配と同じように支出の面から所得をみると府民支出がえられる。

以上のごとく、府民所得は生産、分配、支出の三面からは握できるのであるが、いずれの所得も同一の価値を異った三つの側面からとらえたものにすぎないから、この三つの価は等しくなり、これを三面等価の原則と呼んでいる。

次ぎに生産、分配、支出の面からみた「所得」をくわしく述べてみよう。

2. 生産府民所得

生産府民所得というのは循環する府民経済を生産面からとらえたもので、一定期間（通常1ヵ年）に府内の各産業部門において、各種の経済活動の結果、新しく附加された価値を各生産部門別に合計したものである。この場合、附加価値を物的発生主義でとらえるため、他府県に所得として分配されるものも含むが、反面において他府県からの所得で、その所得の源泉地が府外にあるものについては含めないのが原則であり、この県際関係を的確には握ることは資料集取の関係で非常にむずかしいとされている。しかしこの受払差額を、発生主義でとらえた生産所得に加えれば、次にのべる分配所得の額と一致する。

（ここで生産という意味は、府民所得の概念のところで述べたとおり、有形の財貨ばかりでなく、各種の物的的な用役、すなわちサービスもふくまれるのであり、農林、水産業の第一次産業、鉱、建設、製造業の第二次産業の生産ばかりでなく、卸小売や金融不動産業、公務などの第三次産業のサービスも含まれる。）

これらすべての産業について、総生産額から物的な経費、すなわち原材料、半製品、光熱、動力等及び減価償却費等を控除すれば、求める生産所得をうるわけであるが、本府においては統計資料その他の関係で推計しなかった。

3. 分配府民所得

分配府民所得は府民経済の循環を分配面からは握したもので、一定期間内に生産された所得が、その生産に参加した経済活動の主体である府民に、労働や資本や土地提供の対価として、賃金、利潤、利子、地代、家賃等の形でどのように分配されるかを示し、その分配された所得の総額が分配府民所得となるのである。この分配の態様は、個人と企業の生産参与の対価として分配された所得であるが、通常、勤労所得、個人業主所得個人賃料及び利る所得、法人所得と官公営事業剰余金、府外からの純所得の7項目にわけられる。個人所得が一定期間内に受取った所得を表わすに対して（受取主義）、分配所得はその期間内に生産された財貨用役の対価であれば、たとえその期間内に分配されなくても当然分配所得に算入されるとする、いわゆる発生主義を探るため、通常、個人所得と分配所得は内容を異にし、その所得も異なるものであるが、資料の関係から、実際には勤労所得、個人業主所得、賃貸料、利子所得等は個人所得から転用されている。

したがって、この個人所得によって得た、上記各所得に法人所得、官公営事業剰余を加え、社会保険料を加算し、県際関係の所得を調整すれば、分配所得はえられることになる。

4. 府民個人所得

個人所得は最も常識的にいわれる所得概念で、各種の統計資料が最も完備し、県際関係も比較的容易に調整できるため、所得の推計にあたっては個人所得から始められるのが通常であるため、本府においてもこの個人所得推計に重点をしづり、補助的系列として府民分配所得、産業別府民個人所得、府民個人消費支出の推計を行うこととした。

それはともかく、個人所得は府内に居住する個人が、一定期間内に民間企業、あるいは政府や地方公共団体等の官公営機関にたいし財貨用役を提供することにより、実際に受取った経常的所得（現金+現物）の合計のことであり、同時に府内に居住する府民個人に実際に支払われたものであるから、生産に寄与する場所が府内であるか否かは問わない。また、実際に受取った所得であるから、現金給与、現物給与、所得税等は含まれるが、社会保険料は含めないのが一般である。

また、その期間内の経済活動の報しゆうとして受取った所得だけでなく、他の期間の生産寄与に見合うものでその期間内に受取ったものは含まれる（受取主義をとるため）し、官公庁等からの振替所得も、社会保険料を差引くかわりに個人所得に含められるが、個人相互間の単なる所得の移転や収入は、経済活動によるものでないから含まれない。

かくして、個人所得は勤労所得、個人業主所得、個人賃貸料所得、個人利子所得、個人配当所得、振替所得の6項目にわけて、経済活動に従事した対価として府内外を問わず、実際に受取った経常的所得の総計であると定義できる。

5. 産業別府民個人所得

これは府民個人所得の主体を産業別に分類した場合の所得で、府民個人所得推計の途中で用いられる産業別区分に従い、個人所得と同じものを産業別に組替えればつくられるため、推計には問題の少いところであるが、個人所得が各種産業のいかなる貢献によってもたらされたものか、経済活動の成果を産業分類別に考慮するためにも必要不可欠のものであろう。

6. 府民個人支出

府民個人支出は府民個人所得が、消費支出や個人税、個人の貯蓄として実際どのように処分されるかその態様を示すもので、それは個人消費支出と個人税及び税外負担、府外からの純送金、個人貯蓄の4項目により推計される。また、個人所得は消費と貯蓄に充当され尽すはずであり、したがって個人所得は個人支出と理論的に一致しなければならない。

しかしながら、推計にあたっては資料の制約などで必ずしも一致しないため、個人貯蓄項目中に「誤差と脱漏」の項を設け、個人所得と個人支出をバランスさせている。

また、個人所得には現物給与や帰属利子などのように、現実に貨幣取引が行われないものも含められているため、バランスさせるにはそれらに見合う現物消費や、帰属サービス等をふくめねばならない。また、先に述べた「府外からの純送金」は、府内に居住するものと府外に居住するものとの受払差額のことで、府内に居住する個人相互間の贈与や、その他の移転的支出は本府における支出に影響がないが、府内外の交流は相殺されないため計上されねばならないわけである。

なお、個人所得（個人支出）から個人税及び税外負担を差引いた残りを個人可処分所得といい、それは府民消費性向を示すものである。

第2章 昭和31年府民所得の概観

1. 総括

昭和31年府民所得は総額6,200億円で、前年の4,995億円よりも24.1%増加しており、これを府民1人当たりでみると年間13万1千円となり、前年の10万8千円より21%も多くなっている。更に全国と比較すると、国民所得7兆4,272億円のうち、大阪府はその8.3%で約12分の1を占める勘定になる。増加率も全国の13.4%に対し、大阪はその2倍近い24.1%の増加で、1人平均でみても大阪の13万1千円は全国の8万2千円に比べるとはるかに高い。

このことは、府民所得を昭和26年基準の物価指数でデフレートし、物価の上昇を加味した実質所得でみても同じで、府民所得総額は5,542億円で、1人当たりにすれば11万7千円となり、それは全国1人当たり7万1千円の1.6倍も大きい所得にあたる。しかも31年の実質所得増加は、全国が総額で10.3%、1人平均9.2%にとどまっているのに対し、大阪はそれよりも7.4%と5.5%も大きい値を示して総額で17.7%、1人当たりで14.7%の増加となっている。

このように大きな増加を示した原因としては、30年以降経済景気が活況を呈したこと、なかんずく31年後半からおとづれた“神武景気”が大阪府民経済を大きくうるおしたことがあげられるが、それにしても日本経済のなかで大きなウェイトをしめる大阪府民経済が、着々とその地歩を固めて、31年には全国総額の8.3%（12分の1）をしめたことは特筆すべき現象である。

ともかく、それによって府民1人1人の実質所得も全国平均をはるかに上回って、府民の経済生活も全国に比べて相当高い水準を維持することができ、31年はとくにその程度は大きかったものと想像される。

ではこのような所得の推移はどのような構成と内容をもっているか、以下に分配所得、産業別個人所得、個人支出を各項目別に説明する。

2. 府民分配所得

分配所得は総額で6,200億円で前年より24.1%多くなっていることは前にも述べたが、そのうち勤労所得、個人業主所得、個人賃貸料所得、個人利子所得、法人所得、公営事業剰余金、府外からの純所得（控除項目）とも一般に10%以上多くなって各項目とも全般に好況経済の恩恵に浴しているが、なかでも法人所得は、前年より192.9%、そのうちの法

人留保は 334 %と非常に大きな成長をしめして“神武景気”の主体がこの部門にあったことを物語っている。そのほか公営事業も 37.9% と相当の剩余金を残しているのが目立つ。

これらについては個人賃貸利子所得がそれぞれ 131.3%、125.4% と大きく発展しているが、これに対して構成比が全体の 60.3% と半分以上をしめた勤労所得は、115% に上昇、全体の 24.6% をしめた個人業主所得は 122.8% にとどまっている。これらは 31 年に訪れた経済景気は法人に厚いものがあったけれども、個人業主や勤労所得になると段々恩恵の程度も薄くなっていることをうかがわしめる。いま、これを所得項目別に細かく調べてみると、勤労所得の全体に占める割合は 60.3% で、前年の 65.1% より多少下回っているが、これは一部金融不動産業部門の勤労所得が、前年に対して 189.1% と非常に高い指数を示しているにもかかわらず、一方では鉱業のように勤労者数が減少したり、また日雇労務者の賃金水準の上昇率が、景気の進展におよばなかった部門があったために全体に対する割合が低くなったものと考えられるが、それでも総所得額では 15% の上昇となり景気が勤労者層にも少しこそ影響を与えたことを示している。勤労所得について低率にとどまつた個人業主所得は 1,528 億円で、全体の 24.6% をしめているが、年間では 22.7% の上昇にとどまって、総額の平均上昇率 24.1% より多少低くなっている。これは勤労所得を除く他の部門のなかでは、この項目が最も低迷を続け一般の好況にもかかわらず、個人経営企業の業績があまり振わなかつたためであろう。

産業別割合では、第三次産業が卸売小売業の伸長を反映して最も大きく 66% をしめ、ついで製造業を主体とする第二次産業 23% の順で、第三次産業はわずか 11% にしかならない。

また勤労所得、個人業主所得の低迷したのに対し、個人賃貸料所得は前年に比し好調に 131.3% と大きく伸びて、総額で 198 億円となっているが、この項目の伸びた理由としては 31 年における各種産業の一般的な活況が企業規模の拡大を誘発し、しかも年々大量の人口が本府に流れ込んで、いきおい土地、家屋に対する需要が激増し、それによって家賃地代が上昇したためと考えられるが、この項目は次の利子所得とともに全体にしめる割合は僅少である (3.2%)。

個人利子所得は前年より 25.4% 増加し、法人所得賃貸料所得等について大きくのびた項目であるが、全体でしめる割合は昨年とあまり変わらず 4.0% 内外の小率にとどまっている。

しかしながら、此の項目の増加は家計所得の増加とそれによる貯蓄投資の増進を意味し、府民個人の経済生活のうるおいを示す一指標ともみられるものであるから 31 年の景気

の府民個人生活にもたらした恩澤の程度を示すものとして注目に値する。

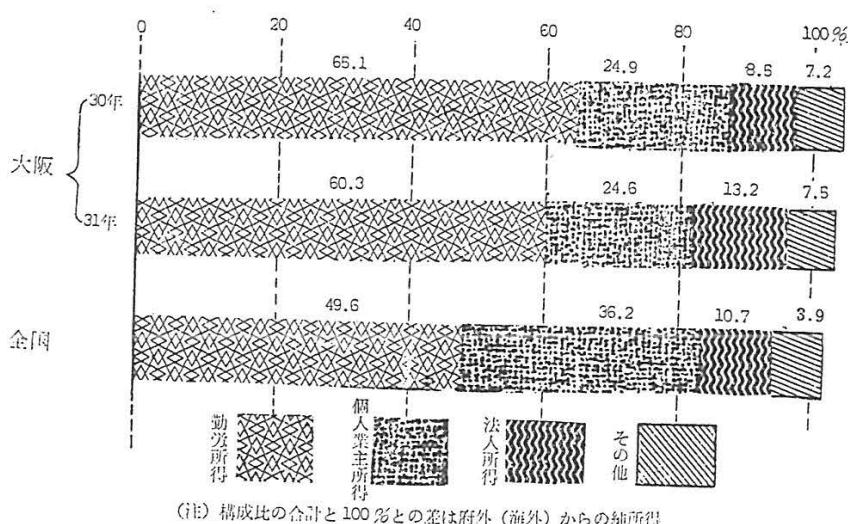
最後に、法人所得は822億円で全体の13.2%をしめ、しかも前年に比べると192.9%と実に驚くべき発展をしているが、これは繰返しているように31年の好況がいかに法人企業に幸いしたかを端的に示している。とくにそのなかでも、製造業、卸小売業、金融保険不動産業がその主体となしている。法人所得のうちでは法人税が前年の251億円から369億円と47%上昇し、租税の財源獲保に大きな役割を果したものと思われるが、それでも法人総所得の年間ののび92.9%に比べれば非常に低く、とくに法人留保分23.4%の上昇のわずか約5分の1にしかあたらない。

このことは立場をかえていえば、法人の担税能力にまだまだ余地が大きく残されていることを意味することになりはしまいか。いずれにしてもこの法人所得ののびが、31年府民所得の実績を大きく決定づけていることに間違いない。

1人当たり所得比較

	大阪府	全国平均	大阪/全国
昭和26年	73,413円	51,690円	142.0%
27年	84,789	58,809	144.2
28年	89,659	65,968	135.9
29年	95,849	69,148	138.6
30年	108,146	74,400	145.3
31年	130,878	82,547	158.5

第3図 分配府民所得の構成



3. 産業別府民個人所得

分配所得の章で産業別にもかなりくわしくのべたから、ここでは個人所得のみについて

産業別に組替えた形で、そのおのの傾向をながめてみることにする。（ただしここでは便宜上勤労及び業主所得のみ産業別に組替え利子・賃貸所得等については一応別個に扱うこととする）。

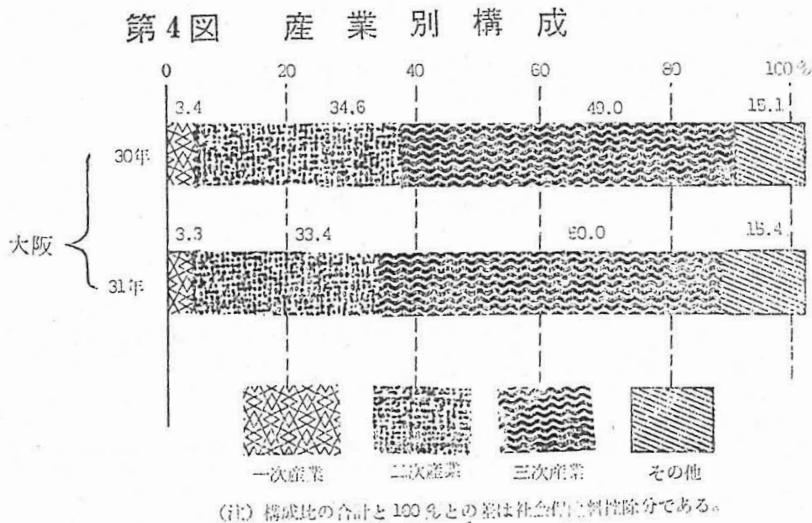
大阪府はいまや産業都として世界でも有数な地位をしめるが、面積が狹少なうえ人口密度はちよう密をきわめる状態で、農林水産業は一般に低調であり、31年所得総額のうちでもわずか3.3%（以下いずれも利子、賃貸等の所得は含まず、社会保険料を含めた数字である）をしめるにすぎない。これに反して他の産業は83.4%で非常に大きく、しかもそのうち製造業、卸小売業、サービス業はいずれも全体の12%以上をしめ、そのうちとくに製造業は全体の29.7%であり、本府産業がいかに商工業を中心として発展してきたかを物語っている。ところで各産業にわたりその所得を増加率でみると、トップは金融保険不動産業で、勤労所得におけるこの種産業の大きな発展がそのまま反映している。前年対比は175.9%と1.5倍以上にふくらみ、31年経済が投資ブームであったこと、生産は大きく企業規模の拡大を誘発したことをみせている。

金融、保険不動産業については卸小売業の121.5%、製造業の114.8%が続いている。卸小売業は大かれ少なかれ他産業の発展に助長されるが、所得の増加につれて起った消費需要の増大が、そのまま活況を呼ぶ要因となったものであろう。それにしても、この種産業は比較的弱少な資本で経営できるため、手つとりばやい産業として膨大な人口を擁する本府にとっては製造業について一つの重要な人口吸収源になっている。

また、製造業は上記のものに比較してあまり伸びていないが、これは全所得のうちでしめる割合が29.7%と非常に大きく、そのため率のうえではあまり上昇していないが、額のうえでは1,632億円でその増加は31年総個人所得額の増加の50%をしめていることをみれば、その大かたのいきさつはつかめるであろう。これにひきかえ公務、サービス業、鉱建設業や第一次産業は一般に低調で（林業は例外）いずれも増加率は10%内外にとどまって、この種産業等の成長が景気の主体から取残された感がある。公務の伸びも僅少であるが、それは勤労所得のみであり、しかも分配所得でみたとおり勤労所得は他に比べてあまり伸びていないことをみれば、その理由の大半は想像がつく。サービス業については、一般に寄生的性質をもつが、この所得項目の総所得にしめる割合が少なくなっているのは目に値する。

このように31年の産業活動は、一般的に全産業にわたりめざましい成長をしめしているが、その飛躍的発展も産業を個別にわたってみると決して一様ではなく、全産業にしめる構成比も、それぞれ変化していることがうかがわれる。なかでも金融保険不動産業、卸

売業、製造業が大きく成長して他産業との所得格差もかなり大きくなっていることは、前に述べたように投資景気による大企業投資の大幅な膨張と、生産部門拡充に伴う消費流通部門の活況に主因があったという31年景気の特徴のためであろう。



4. 府民個人支出

この項目は個人所得とともに府民個々人の生活の実態を把握するもので、府民の生活に最も直結する項目であるが、この項目の特質として個人分のみに限られるため、さきにのべた分配所得とはおのずとその額も異なるが、それでも法人企業を主体に成長した神武景気は程度の差はある、等しく府民個々人にも貢献していることは異存ない。いま実際の数字について具体的に調べてみると、個人支出総額は5,495億円で前年の4,663億円に比べ18.0%の増加にあたり、分配所得の増加にはおよばないが、前年の増加率よりも4.3%上回った上昇をみせている。それは1人当たり名目支出にしてほぼ11万6千円にあたり、前年の10万1千円より8.7%高い。

支出は個人税および税外負担と個人可処分所得の二つの項目よりなるが、前者は529億円で全体の9.6%をしめ、前年よりも割合において0.7%上昇しているが、残りの可処分所得は、前年の構成比91.1%が31年には90.4%に減少している。しかしそれを額でみると、4,967億円で前年よりも716億円ふえ、1人当たりにして1万5千円の増加になって、好景気が府民個々人にもかなり侵透したことが想像される。

さらにこの点をくわしく調べてみると、先ず可処分所得は消費と貯蓄よりなるが、消費は3,464億円でその63%をしめ、前年の64.9%より若干下回っている。反対に貯蓄は1,524億円で27.7%をしめ、前年の26.5%より上回った数値を示している。しかも、31年の消費と貯蓄の上昇率はそれぞれ14.4%、23.0%で、とくに貯蓄の23.0%は非常に大きく、所得の増加によって府民生活もうるおいを呈した結果、その所得を貯蓄に振り向ける割合が次

第に大きくなり、府民の支出内容もかなり変ってきていることを示している。

消費のうちでは飲食費が全体の28.0%をしめている以外はいずれも10%にみたないが、飲食費、光熱費、住居費がともにそれぞれ前年にくらべ10~20%の増加を示しているのに対し、被服費だけは40%と大きく飛躍しているのは家計における所得の増加に伴って食料費の割合が減少し、奢嗜費が増加するというエンゲル法則を裏付けるものとして注目に値するといえよう。一方貯蓄は1人当たり6,100円の増加で、その内訳としては個人業主の純投資が95.1%と前年より多少減少している以外は、住宅新建設110.5%、預貯金124.0%と増加し（借入金増加を含めて）、証券投資にいたっては、前年の188億円の2倍近い値を示している。ここで注意しなければならないのは、個人業主の純投資が減少したのは、耐久財投資の増加にもかかわらず、反対に消費需要の増大によって在庫が減少したため、かえって減少する結果となつたものである。なお、預貯金増加および直接証券投資の増加は文字どおり将来への用意として、貯蓄性向のすう向を物語るものとして特筆されるべきであるが、なかでも証券投資の増大は、府民個人をして自ら投資景気を体験させ、投資ブームの一翼を担わせたものと考えてよいだろう。

1人当たり個人消費支出比較

	大 阪 府	全 国 平 均	大 阪 / 全 国
昭 和 2 6 年	39,422円	34,599円	113.9%
2 7 年	48,915	41,206	118.7
2 8 年	56,493	48,704	116.0
2 9 年	61,938	53,010	116.8
3 0 年	65,537	55,469	118.2
3 1 年	73,111	59,174	123.6

第5図 個人所得とその処分

